

## 第1号議案

県立併設型中高一貫教育校の設置に伴う関係教育委員会規則の一部改正について

広島県立高等学校学則等の一部改正について、次のとおり提案します。

平成30年3月28日

広島県教育委員会教育長 下崎邦明

### 1 提案の趣旨

広島県立広島歴史学園中学校及び高等学校並びに広島県立三次中学校の設置（平成30年4月1日。ただし、開校は平成31年度）に伴い、関係規則の改正を行う。

### 2 整備規則の制定

併設型中高一貫教育校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則（1～2ページ）の制定により、関係規則を改正する。

### 3 改正内容

改正する規則名	改正内容	ページ
広島県立高等学校学則 (昭和28年教育委員会規則第4号)	県立広島歴史学園高等学校及び県立三次中学校設置に伴う一部改正	3～5
広島県教育委員会組織規則 (平成9年教育委員会規則第4号)	県立広島歴史学園中学校及び県立三次中学校設置に伴う一部改正	6
広島県立中学校学則 (平成15年教育委員会規則第4号)	県立広島歴史学園中学校及び県立三次中学校設置に伴う一部改正	7～8
指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則 (平成20年教育委員会規則第2号)	県立広島歴史学園中学校及び県立三次中学校設置に伴う一部改正	9～10

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 施行期日

平成30年4月1日（広島県立高等学校等設置条例の一部改正の施行日）

広島県教育委員会規則第 号

併設型中高一貫教育校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成三十年三月 日

広島県教育委員会

教育長 下崎邦明

併設型中高一貫教育校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次のたたし書を加える。

ただし、広島県立広島聴智学園高等学校については、保護者が広島県内に住所を有する者であることを要しない。

第十三条第四項中「保護者」の下に「(広島県立広島聴智学園高等学校の保護者を除く。)」を加える。

別表第一に次のように加える。

広島県立広島聴智学園高等 学校	全日制	普通科	豊田郡大崎上島 町
--------------------	-----	-----	--------------

別表第二に次のように加える。

広島県立広島聴智学園 高等学校	広島県立広島聴智学園 中学校
広島県立三次高等学校	広島県立三次中学校

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表に次のように加える。

広島県立広島聴智学 園中学校	豊田郡大崎上島町
広島県立三次中学校	三次市南畠敷町

(広島県立中学校学則の一部改正)

第三条 広島県立中学校学則(平成十五年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

広島県立広島聴智学 園中学校	四〇人	四〇人	四〇人	一一〇人
-------------------	-----	-----	-----	------

広島県立三次中学校	八十人	八十人	八十人	一二四〇人
-----------	-----	-----	-----	-------

第七条第一項の表に次のように加える。

広島県立広島聴智学園 中学校	広島県立広島聴智学園 高等学校
広島県立三次中学校	広島県立三次高等学校

第十二条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、広島県立広島聴智学園中学校については、通学区域を定めなものとする。

第十二条第一項の表に次のように加える。

広島県立三次中学校	広島県一円
-----------	-------

第十二条第三項中「保護者」の下に「(通学区域を定める中学校の保護者に限る。)」を加える。

(指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正)

第四条 指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則(平成二十年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第一号中「広島県立広島中学校」の下に「広島県立広島聴智学園中学校、広島県立三次中学校」を加え、同表第二号中「広島県立広島中学校」の下に「広島県立広島聴智学園中学校及び広島県立三次中学校」を加える。

#### 附 則

この教育委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。

○広島県立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

	改正後	改正前
○広島県立高等学校学則		
(校名、設置学科、修業年限等)	昭和二十八年六月二十三日教育委員会規則第四号	昭和二十八年六月二十三日教育委員会規則第四号
第二条 高等学校の校名、課程、設置学科及び位置は、別表第一のとおりとする。	第二条 高等学校の校名、課程、設置学科及び位置は、別表第一のとおりとする。	第二条 高等学校の校名、課程、設置学科及び位置は、別表第一のとおりとする。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(併設型高等学校の教育課程)		
第八条の三 別表第三の上欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則第百五十五条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。	第八条の三 別表第三の上欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則第百五十五条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。	第八条の三 別表第三の上欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則第百五十五条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。
(通学区域等)		
第十三条 高等学校に就学することのできる者は、その保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）が広島県内に住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島聴覚医学園高等学校については、保護者が広島県内に住所を有する者であることを要しない。）	第十三条 高等学校に就学することのできる者は、その保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）が広島県内に住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。）を有する者とする。	第十三条 高等学校に就学することのできる者は、その保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）が広島県内に住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。）を有する者とする。
2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならぬ。	2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。	2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。
3 校長は、第一項の代理人又は保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。	3 校長は、第一項の代理人又は保証人が適當でないと認めたときは、これを変更させることができる。	3 校長は、第一項の代理人又は保証人が適當でないと認めたときは、これを変更させることができる。
4 第一項の規定にかかわらず、その保護者（広島県立広島聴覚医学園高等学校の保護者を除く。）が広島県内に住所を有しない者のうち、特別の事情によるもので、教育委員会の許可を受けた者は、高		

改正後

がある者であつて教育委員会の許可を受けた者は、高等学校に就学することができる。

- 5 前項の許可を受けずに高等学校に就学した者については、入学許可の取消しその他必要な措置を講じるものとする。

別表第一（第二条関係）

	校名	分校	課程	設置学科	位置	別表第一（第二条関係）	
						本校	(略)
広島県立広島 觀智学園高等	広島県立因島 高等学校	広島県立芦品 高等学校	全日制	総合学科	尾道市因島重井		
広島県立総合 技術高等学校	広島県立広島 高等学校	まなび学園高 等学校	定時制	普通科	福山市新市町	夜	
全日制	全日制	全日制	定時制	普通科	東広島市高屋町	昼夜	
普通科	電子機械科 情報技術科 環境設備科 現代ビジネ ス科 人間福祉科 食デザイン 科	普通科	普通科	普通科	三原市本郷南五 丁目	福山市新市町	町
豊田郡大崎上島							

改正前

等学校に就学することができる。

- 5 前項の許可を受けずに高等学校に就学した者については、入学許可の取消しその他必要な措置を講じるものとする。

別表第一（第二条関係）

	校名	分校	課程	設置学科	位置	別表第一（第二条関係）	
						本校	(略)
広島県立因島 高等学校	広島県立芦品 高等学校	広島県立因島 高等学校	全日制	総合学科	尾道市因島重井		
広島県立総合 技術高等学校	広島県立広島 高等学校	まなび学園高 等学校	定時制	普通科	福山市新市町	夜	
全日制	全日制	全日制	定時制	普通科	東広島市高屋町	昼夜	
普通科	電子機械科 情報技術科 環境設備科 現代ビジネ ス科 人間福祉科 食デザイン 科	普通科	普通科	普通科	三原市本郷南五 丁目	福山市新市町	町
(新設)							

学校	改正後	
	併設型高等学校名	併設型中学校名
広島県立広島高等学校	広島県立広島中学校	
広島県立広島叡智学園高等学校	広島県立広島叡智学園中学校	
広島県立三次高等学校	広島県立三次中学校	

この教育委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第三（第八条の三関係）	
併設型高等学校名	併設型中学校名
広島県立広島高等学校	広島県立広島中学校
(新設)	
(新設)	

○広島県教育委員会組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後

○広島県教育委員会組織規則

平成九年四月一日教育委員会規則第四号

名称	位置
広島県立広島中学校	東広島市高屋町
広島県立広島創智学園中学校	豊田郡大崎上島町
広島県立三次中学校	三次市南畠敷町

2 (略)

改正前

○広島県教育委員会組織規則

平成九年四月一日教育委員会規則第四号

名称	位置
広島県立広島中学校 (新設)	東広島市高屋町
(新設)	

2 (略)

○広島県立中学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後

○広島県立中学校学則

平成十五年三月二十七日教育委員会規則第四号

(生徒の定員)

第二条 中学校の生徒の定員は、次表のとおりとする。

校名	定員			計
	第一学年	第二学年	第三学年	
広島県立広島中学 校	一六〇人	一六〇人	一六〇人	四八〇人
広島県立広島叡智 学園中学校	四〇人	四〇人	四〇人	一二〇人
広島県立三次中学 校	八〇人	八〇人	八〇人	二四〇人

(併設型中学校の教育課程)

第七条 次表の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百十五条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。

併設型中学校名	併設型高等学校名
広島県立広島中学校	広島県立広島高等学校
広島県立広島叡智学園中学校	広島県立広島叡智学園高等学校
広島県立三次中学校	広島県立三次高等学校

2 前項の場合において、併設型中学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

(通学区域)

第十二条 中学校に就学することのできる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由がある

改正前

○広島県立中学校学則

平成十五年三月二十七日教育委員会規則第四号

(生徒の定員)

第二条 中学校の生徒の定員は、次表のとおりとする。

校名	定員			計
	第一学年	第二学年	第三学年	
広島県立広島中学 校	一六〇人	一六〇人	一六〇人	四八〇人
(新設)				

(併設型中学校の教育課程)

第七条 次表の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百十五条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。

併設型中学校名	併設型高等学校名
広島県立広島中学校	広島県立広島高等学校
(新設)	

2 前項の場合において、併設型中学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

(通学区域)

第十二条 中学校に就学することのできる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由がある

## 改正後

ときは、その代理人）をいう。以下同じ。）が次表の通学区域内に住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。第三項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島聾智学園中学校については、通学区域を定めないものとする。

校名	通学区域
広島県立広島中学校	広島県一円
広島県立三次中学校	広島県一円

## 改正前

ときは、その代理人）をいう。以下同じ。）が次表の通学区域内に住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。第三項において同じ。）を有する者とする。

校名	通学区域
広島県立広島中学校 (新設)	広島県一円

附 則  
この教育委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前  
平成二十年三月十八日教育委員会規則第二号

○指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則

(申請等)

第四条 広島県公立学校の校長又は市町教育委員会は、教諭等が、前条の指導、助言その他の支援を行つてもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと思料するときは、次の表の上欄に掲げる学校に所属する教諭等について、同表下欄に定めるところにより、県教育委員会に対し、当該教諭等が指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定を申請するものとする。

一 広島県公立学校のうち、広島県立広島中学校、広島県立広島創智学園中学校、広島県立三次中学校、高等学校（広島県尾道中学校、高等学校を除く。）又は特別支援学校	当該学校の校長は、指導が不適切である教諭等認定申請書に指導に係る調書を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該学校の校長は、当該教諭等に、意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。
二 広島県公立学校のうち、公立の小学校、中学校（広島県立広島中学校、広島県立広島創智学園中学校及び広島県立三次中学が附された場合において、その内容若しくは義務教育学校又は広島県尾道南高等学校を除く。以下同じ。）若しくが適正であると認めるときは、指導が不適切である教諭等認定申請書にこれを添えて、所轄の教育事務所長（福山市教育委員会にあつ	市町教育委員会は、当該学校の校長から、指導が不適切である教諭等の認定申請に係る調書の提出があつた場合において、その内容が適正であると認めるときは、指導が不適切である教諭等認定申請書にこれを添えて、所轄の教育事務所長（福山市教育委員会にあつ

改正前  
平成二十年三月十八日教育委員会規則第二号

○指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則

(申請等)

第四条 広島県公立学校の校長又は市町教育委員会は、教諭等が、前条の指導、助言その他の支援を行つてもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと思料するときは、次の表の上欄に掲げる学校に所属する教諭等について、同表下欄に定めるところにより、県教育委員会に対し、当該教諭等が指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定を申請するものとする。

一 広島県公立学校のうち、広島県立広島中学校、高等学校（広島県尾道南高等学校を除く。）又は特別支援学校	当該学校の校長は、指導が不適切である教諭等認定申請書に指導に係る調書を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該学校の校長は、当該教諭等に、意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。
二 広島県公立学校のうち、公立の小学校、中学校（広島県立広島中学校を除く。以下同じ。）若しくは義務教育学校又は広島県尾道南高等学校	市町教育委員会は、当該学校の校長から、指導が不適切である教諭等の認定申請に係る調書の提出があつた場合において、その内容が適正であると認めるときは、指導が不適切である教諭等認定申請書にこれを添えて、所轄の教育事務所長（福山市教育委員会にあつ

改正後

ては、県教育委員会(3)に提出するものとする。この場合において、市町教育委員会は、当該教諭等に、意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。

2

県教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合は、当該教諭等に、書面又は口頭により意見を述べる機会を与えるものとする。

附 則

この教育委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。

改正前

ては、県教育委員会(3)に提出するものとする。この場合において、市町教育委員会は、当該教諭等に、意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。

2

県教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合は、当該教諭等に、書面又は口頭により意見を述べる機会を与えるものとする。